

# 広報 笑顔

スマイル  
2019.2.20 No.151

## 平成30年北海道胆振東部 地震災害義援金・災害見舞 金の申請はお済みですか？

申請終了まで約1か月となりました。借家（公営住宅、アパート、社宅）の世帯も支給対象となりますので、まだ申請がお済みでない方は、忘れずに申請してください。  
**申請期限** 3月29日(金)

**申請窓口**（総合庁舎）特設窓口、（総合支所）住民サービス課

**対象** 平成30年9月6日時点で安平町に住んでいた方  
※2世帯住宅の場合は、代表の世帯主のみが対象となる場合があります。

**持ち物** 義援金・見舞金配分申請書、り災証明書の写し（被害程度問わず必要）、振込先の通帳またはキャッシュカードの写し、生活根拠を証明する

書類の写し（運転免許証や住所が明記されている保険証など9月6日に被災場所で開催していたことが分かるもの）

**問合せ** 総務課復興・生活再建支援室 ☎②2511  
住民サービス課 ☎⑤2411

2月14日時点 義援金・見舞金申請件数

	被害数	申請数	申請率
全壊	93	73	78%
大規模半壊	54	48	89%
半壊	302	267	88%
一部損壊	2,457	2,090	85%
無被害	185	99	54%
長期避難世帯		16	
計	3,091	2,593	84%

## 公費解体について

北海道胆振東部地震により

目次

お知らせ	1
安平町職員募集	4
臨時・嘱託職員募集	5
公営住宅入居者募集	8
パブリックコメント結果	9
生涯学習たより「きらり」	10
安平町復興ボランティアセンター	12
	15
	16

全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた住家について所有者の依頼に基づき、町が所有者に代わり解体・撤去を行う公費解体の申請を受け付けています。期限内に申請がなければ、本制度を利用することができませんのでご注意ください。解体を迷われている方は、ご相談ください。  
**申請期限** 3月29日(金)

17時まで  
※申請に必要な書類を揃えるため日数を要する場合がありますので、解体を考慮されている方は余裕をもって役場窓口までお越しください。  
また、既に自費で解体を実施された方についても、申請期限が3月29日(金)までです。

**問合せ** 総務課復興・生活再建支援室 ☎②2511  
住民サービス課 ☎⑤2411

## 登記特設相談所を 開設します

北海道胆振東部地震により被災された方を対象に、登記の専門家である法務局職員と土地家屋調査士が、土地や建物に関する悩みに無料でお答えします。

**日時** 2月28日(木)10時～14時  
**場所** 総合庁舎（2階特設窓口）

**相談内容** 土地や建物の権利証の紛失、隣地との境界線の不鮮明、倒壊した建物の登記の取り扱いなど  
**問合せ** 札幌法務局民事行政調査官室  
☎011-709-12311  
(内線2153)

総務課復興・生活再建支援室  
☎②2511

## り災証明書の交付は お済みですか？

り災証明書は、市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」です。

現在行われている、災害義

援金等の配分においても、申請の際にり災証明書が必要となります（無被害でも義援金の配分があります）。その他、各種支援制度の適用を受ける際にも必要となりますので、交付を受けていない方は、次の窓口において、申し込みください。

※り災証明書の交付を受け、支援金等の申請前に再調査を希望される方につきましては、窓口までご連絡ください（再調査の申込期限は、3月29日までとし、調査実施は5月中旬を予定しています）。

**申請に必要なもの**  
・申請書  
・建物に貼付されている「調査済証」無くても申請は可能  
・本人確認書類  
**申請・問合せ**  
税務住民課税務グループ ☎②2513  
住民サービス課住民サービスグループ ☎⑤2411